

全ト協発第 98 号(企)

令和 6 年 5 月 2 4 日

各都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施に係る協力依頼について

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。
今般、厚生労働省より、別添のとおり「令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査」に関して、傘下会員事業者への周知の協力依頼がありました。

本調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにするもので、結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております

つきましては、本調査実施について、会員事業者の皆様へ周知いただきますとともに、本件に関し問合せがあった際は、下記の照会先をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

<添付資料>

1. 令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼
について
2. 調査の内容、調査票例
3. 機関紙、広報誌等における広報文例

(照会先)

厚生労働省政策統括官付参事官付

賃金福祉統計室賃金第二係

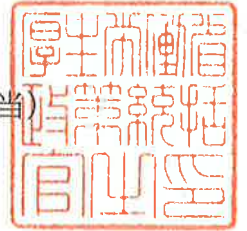
電話：03-5253-1111 内線 7653

chinage@mhlw.go.jp



公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査
の実施に係る協力依頼について

厚生労働省において実施しております「賃金引上げ等の実態に関する調査」につきましては、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、産業別及び企業規模別に無作為に選定した民間企業を調査の対象として昭和 44 年以降、毎年実施しております。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担っております。

本年も 7 月より別添 1「調査の内容」及び別添 2「調査票」のとおり調査を実施いたしますので、調査の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下の企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、広報用の原稿を御用意いたしましたので、貴団体の広報誌等に掲載いただくなど、周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室賃金第二係
電話：03-5253-1111 内線 7653
chinage@mhlw.go.jp

調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

なお、調査は昭和44年以降毎年実施しており、今回が第56回目に当たる。

(2) 調査の範囲

調査の範囲は次のとおりである。

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」

※生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

(3) 調査事項

ア 企業の属性

イ 賃金の改定に関する事項

ウ 賃金の改定事情に関する事項

エ 賞与支給に関する事項

オ 労働組合との交渉経過

(4) 調査の対象期間

令和6年1月から12月までの1年間

(5) 調査の実施時期及び方法

令和6年7月より郵送調査により実施（回収のみオンライン調査併用）

(6) 調査機関

厚生労働省－調査対象企業

(7) 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室において集計を行う。

質問中に1)、2)などの番号がふつてある箇所は、「記入の手引き」に説明があります。

問2 令和6年1～12月の間の常用労働者の賃金の改定についてお答えください。

賃金の改定には、定期昇給²⁾、ベースアップ(ベア)³⁾、諸手当⁴⁾の改定などによる賃金の引き上げの他に、ベースダウン⁵⁾や賃金カット⁶⁾などによる賃金額の低下も含み、いずれかに1人でも該当者がいれば、賃金の改定を行った(又は行う)としてください。したがって、「賃金の改定を行わない」とは1人も賃金の改定を行わなかった場合のみが該当します。

【(1)は、すべての企業がお答えください。】

(1) 令和6年1～12月の間に賃金の改定について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

賃金の改定を行った・行う	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる ⁷⁾	1	} (2)へ
	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる ⁸⁾	2	
賃金の改定を行わない		3	} 3ページの間3へ
未定である		4	} 5ページの間6へ

0201

【(2)は、(1)で1又は2を選択した企業がお答えください。】

(2) 賃金の改定時期(改定後の賃金の適用開始時期)について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

1～8月(実績)	1	} のみを選択した企業は3ページの間3へ
9～12月(予定・額決定)	2	
9～12月(予定・額未定)	3	

0202

【(3)から(5)は、(2)で1又は2を選択した企業がお答えください。】

(3) 賃金の改定額を決定した日⁹⁾をご記入ください。なお、日まで不明の場合は、月のみ記入し、上旬・中旬・下旬のいずれかを1つ選び○で囲んでください。

月	日	(又は 上旬・中旬・下旬)
---	---	---------------

0203

(4) 改定後の賃金の適用開始日、改定後の賃金の初回支払日をご記入ください。なお、日まで不明の場合は、月のみ記入し、前半・後半のいずれかを1つ選び○で囲んでください。

改定後の賃金の適用開始日 ¹⁰⁾	月	日	(又は 前半・後半)	0204
改定後の賃金の初回支払日 ¹¹⁾	月	日	(又は 前半・後半)	0205

(5) 令和6年1～12月の間の賃金の改定額、改定率(予定を含め)をご記入ください。同期間内に賃金の改定が複数回ある場合は、合計した賃金の改定額、改定率をご記入ください。

賃金の改定額には、賃金引き上げ該当者の改定額を合計し、賃金引き下げがあれば、引き下げ該当者の改定額を合計し、それらを合算して全常用労働者数で平均してください。

マイナス符号

0206	1人平均賃金の改定額 ¹²⁾	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">百</td> <td style="width: 20px;">十</td> <td style="width: 20px;">元</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">.</td> <td style="border: none;">.</td> <td style="border: none;">.</td> <td style="border: none;">.</td> </tr> </table>	千	百	十	元	円
千	百	十	元								
.	.	.	.								
0207	1人平均賃金の改定率 ¹²⁾	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;">十</td> <td style="width: 20px;">百</td> <td style="width: 20px;">分</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">.</td> <td style="border: none;">.</td> <td style="border: none;">.</td> </tr> </table>	十	百	分	.	.	.	%		
十	百	分									
.	.	.									

定期昇給制度がある企業は3ページの間3(2)で、うち数として定昇額、定昇率をご記入ください。

* 計算方法は、「記入の手引き」7～8頁を参照してください。

問3 定期昇給(定昇)制度及び賃金カットについてお答えください。

〔(1)は、問2(1)で1、2又は3を選択した企業がお答えください。〕

- (1) 令和6年1～12月の定昇制度の実施状況について、管理職¹³⁾・一般職それぞれ、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。定昇制度がある場合は、定昇とベア等の区別の有無とベア等(ベースアップ及びベースダウン)の実施状況について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

一部の常用労働者に対してのみベアを行った・行う場合でも、ベアを行った・行うとしてください。

①管理職

定期昇給制度の有無と実施状況		
定昇制度あり ¹⁴⁾	定昇を行った・行う	1
	定昇を行わなかった・行わない	2
	定昇を延期した	3
定昇制度なし		4

0301

定昇とベア等の区別の有無とベア等の実施状況		
定昇とベア等の区別あり	ベアを行った・行う	1
	ベアを行わなかった・行わない	2
	ベースダウンを行った・行う	3
定昇とベア等の区別なし		4

0302

②一般職

定期昇給制度の有無と実施状況		
定昇制度あり ¹⁴⁾	定昇を行った・行う	1
	定昇を行わなかった・行わない	2
	定昇を延期した	3
定昇制度なし		4

0303

定昇とベア等の区別の有無とベア等の実施状況		
定昇とベア等の区別あり	ベアを行った・行う	1
	ベアを行わなかった・行わない	2
	ベースダウンを行った・行う	3
定昇とベア等の区別なし		4

0304

〔(2)は、問2(2)で1又は2を選択し、問3(1)で「定昇を行った・行う」と回答した企業がお答えください。〕

- (2) 1人平均賃金の改定額のうち、1人平均定昇額¹⁵⁾、定昇制度に基づく定昇額、定昇率についてお答えください。

0305	1人平均賃金の改定額のうち、1人平均定昇額 ¹⁵⁾	千					円
0306	1人平均賃金の改定率のうち、1人平均定昇率 ¹⁵⁾						%

〔(3)及び(4)は、問2(2)で1又は2を選択した企業がお答えください。〕

- (3) 賃金カット(基本給、諸手当の減額)の実施状況について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

賃金カット ⁶⁾ の有無		
賃金カットを	行った・行う	1
	行わなかった・行わない	2

0307

4ページの問4へ

- (4) 賃金カットの対象者¹⁶⁾について、管理職・一般職それぞれ、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。対象者が一部又は全員の場合は、賃金カットの内容についても、該当する番号をすべて○で囲んでください。

管理職	一部	1	賃金カットの内容	基本給の減額 ¹⁷⁾ を行った・行う	1
	全員	2			
	対象者なし	3			

0308

0309

一般職	一部	1	賃金カットの内容	基本給の減額 ¹⁷⁾ を行った・行う	1
	全員	2			
	対象者なし	3			

0310

0311

[問2(1)で1又は2を選択した企業がお答えください。]

問4 賃金の改定方式について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

個別賃金方式 ¹⁹⁾	1
個別賃金方式及び平均賃上げ方式 ²⁰⁾ の両方式	2
平均賃上げ方式	3
その他 具体的に記入願います。	4

* 個別賃金方式、平均賃上げ方式のどちらにも当てはまらない場合は、「その他 4」に○を付け[]に記入をしてください。

0401

[問2(1)で1、2又は3を選択した企業がお答えください。]

問5 令和6年1～12月の賃金の改定の決定²¹⁾(改定を予定しているが、額が未定の場合を含む)の際に、企業全体として、最も重視した(重視する)要素を1つ、そのほかに重視した(重視する)要素を2つまで選び○印を付けてください。

なお、個人の能力や個人の業績評価によって賃金の改定を行い、改定の際に企業全体として重視した要素のない企業は「重視した要素はない」のみに○印を付けてください。

	最も重視	そのほかに重視
企業の業績		
世間相場		
雇用の維持 ²²⁾		
労働力の確保・定着 ²²⁾		
物価の動向		
労使関係の安定		
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向		
前年度の改定実績		
その他の要素		
重視した要素はない		

0501

具体的に記入願います。

① 「企業の業績」の評価を1つ選び○で囲んでください。また、「企業の業績」の評価内容で「良い」又は「悪い」を選択した場合、その業績評価を選択した理由について、最も当てはまる番号を1つ選び○で囲んでください。

企業の業績評価	
良い	1
悪い	2
どちらともいえない	3

0502

業績評価の理由	
販売数の増加・減少	1
販売価格の上昇・下落	2
原材料費・経費の増加・減少	3

0503

② どのような企業の賃金状況を参考に、世間相場を重視した(重視する)か、最も重視した(重視する)ものを1つ、そのほかに重視した(重視する)ものを2つまで選び○印を付けてください。

	最も重視	そのほかに重視
同一産業上位企業 ²³⁾		
同一産業同格企業 ²³⁾		
他産業の企業		
同一地域企業		
系列企業		
その他		

0504

[すべての企業がお答えください。]

問6 賞与(ボーナス)の支給状況についてお答えください。

- (1) 昨年の冬(令和5年9月～令和6年2月)の賞与の支給について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。また、支給した場合は支給額、月数についてもご記入ください。

昨年の冬の賞与	
支給した	1
支給していない	2

0601

昨年の冬の賞与支給額、月数をご記入ください。

(期間内に複数回支給した場合は、合計をお答えください。)

0602	1人平均賞与支給額 ²⁴⁾											円
0603	1人平均賞与支給月数 ²⁵⁾											か月

- (2) 今年の夏(令和6年3月～8月)の賞与の支給について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。また、「支給した又は支給する(額決定)」の場合は、支給額、月数をご記入ください。どのように決めたかについては、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

今年の夏の賞与	
支給した又は支給する(額決定)	1
支給するが額は未定	2
支給しない	3
未定 ²⁶⁾ である	4

0604

今年の夏の賞与支給額、月数をご記入ください。

(期間内に複数回支給した場合は、合計をお答えください。)

0605	1人平均賞与支給額											円
0606	1人平均賞与支給月数											か月

今年の夏の賞与支給額は、どのようにして決めましたか。該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

業績連動式 ²⁷⁾	1
労使交渉	2
その他 具体的に記入願います。 ()	3

0607

労働組合のない企業は以上で記入は終わりです。ご協力ありがとうございました。

調査票の記入が終わりましたら、同封の返信用封筒をご使用のうえ、令和6年8月10日までにご提出ください。

[以下は労働組合がある企業がお答えください。]

問8 労働組合からの、昨年の冬(令和5年9月～令和6年2月)の賞与と今年の夏(令和6年3月～8月)の賞与の要求交渉についてお答えください。

(1) 昨年の冬と今年の夏の賞与のどちらか又は双方の要求交渉について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

賞与要求交渉の有無	あり	1
	なし	2

0801

(2) 年間臨給状況³³⁾(夏・冬の賞与を交渉し、決定する方式)について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

年間臨給状況	
各期型	1
夏冬型	2
冬夏型	3
その他	4

0802

これで調査は終わりです。

[(3)及び(4)は、問8(2)で1又は4を選択した企業がお答えください。]

(3) 昨年の冬の賞与について、労働組合の要求額・要求月数をご記入ください。どちらか一方のみ要求があった場合は、要求のあった方を記入してください。

組合員1人平均要求額	千	要求月数	か月
------------	---	------	----

0803 0804

(4) 今年の夏の賞与について、労働組合の要求額・要求月数をご記入ください。どちらか一方のみ要求があった場合は、要求のあった方を記入してください。

組合員1人平均要求額	円	要求月数	か月
------------	---	------	----

0805 0806

[問8(2)で1又は4と答えた企業はこれで調査は終わりです。]

[(5)は、問8(2)で2又は3を選択した企業がお答えください。]

(5) 夏冬型及び冬夏型それぞれ1年間の賞与について、労働組合の賞与要求額・要求月数をご記入ください。また、要求交渉の結果妥結した年間の妥結額、妥結月数についてもご記入ください。

額・月数のどちらか一方のみ要求及び妥結した場合は、要求及び妥結した方をご記入ください。

組合員1人平均年間要求額	千	円	年間要求月数	か月
組合員1人平均年間妥結額	千	円	年間妥結月数	か月

0807 0808 0809 0810

ご協力ありがとうございました。
調査票の記入が終わりましたら、同封の返信用封筒をご使用のうえ、令和6年8月10日までにご提出ください。

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、1月から12月までの1年間の労働者の賃金改定状況について毎年調査しているものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。